

宅地建物取引業者に対する行政処分について

令和3年5月28日
東京都住宅政策本部住宅企画部不動産業課

被 処 分 者	商 号	●●●
	代 表 者	●●●
	主たる事務所	●●●
	免 許 年 月 日	●●●
	免 許 証 番 号	●●●
聴 聞 年 月 日		令和3年4月19日
処 分 内 容		宅地建物取引業務の全部停止22日間
業 務 停 止 期 間		令和3年6月11日から同年7月2日まで
適 用 法 条 項		宅地建物取引業法第35条第1項(重要事項説明書不交付) 同法第37条第2項第1号及び第2号(賃貸借契約書記載不備) 同法第65条第2項第2号(業務の停止)
事 実 関 係	被処分者は、平成28年8月に、貸主Aと借主Bとの間で成立した、東京都葛飾区所在の建物賃貸借契約において、媒介業務を行った。この業務において、被処分者には、下記のとおり宅地建物取引業法(以下「法」という。)違反があった。 記 1 法第35条第1項に定める書面(以下「重要事項説明書」という。)をBに交付しなかった。 2 法第37条第2項に定める書面(以下「賃貸借契約書」という。)において、建物の構造について、記載しなかった。 3 賃貸借契約書において、目的物件の引渡し時期について、記載しなかった。 4 賃貸借契約書において、賃料等の支払方法について、適切な記載を怠った。 1は法第35条第1項本文に、2及び3は法第37条第2項第1号に、4は法第37条第2項第2号にそれぞれ違反し、それぞれ法第65条第2項第2号に該当する。	